

令和7年度 早町小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

社会的自立の基礎を身に付け、心豊かに未来を拓く、早町大好きな子供を育てる。

【家庭・地域との連携】

- 家庭
 - ・親子読書、ふれあい
 - ・基本的なしつけ
 - ・学級PTAにおけるいじめ問題に関する情報交換等
 - ・携帯電話等の使用
- 地域
 - ・あいさつ運動
 - ・ふるさと美化作業 等

【いじめ対策委員会】

- 年間を通した取組等について検討・作成する。
- 計画に従って活動を推進するとともに、時期や内容等の検証を行い、その成果と課題を基に次年度の計画を作成する。
- いじめ問題への対応に関する検討・検証
〈組織〉
管理職、生徒指導主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任
(必要に応じて、町教育相談員、SSW、駐在所員、PTA、民生委員、区長代表等)

【関係機関等との連携】

- 教育委員会
 - ・研修会指導者等派遣
 - ・学校の対応に関する指導助言
 - ・マスコミ等への対応
- 警察・児童相談所・保健福祉課等
 - ・情報交換
 - ・カウンセリング
 - ・愛のパトロール 等

【教育活動の重点】

- ・地域の教育力を生かした特色ある教育活動を進める。
- ・「夢育て月間」の活動を通して、一人一人が自分や地域に誇りをもち、夢に向かって努力する。

【児童の主体的な活動】

- ・朝の体力づくり
- ・朝のボランティア活動
- ・委員会、係活動
- ・「いじめ問題を考える週間」にポスターや標語を作成したり、みんなで遊ぶ日などを学級活動等で話し合ったりする。

【いじめ未然防止（発達支持的生徒指導）】

〈教師〉

- ① いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 思いやりの心やふるさとを愛する心を育てる。
- ③ 児童一人一人の健全な自尊感情を高める活動に取り組む。

〈児童〉

- ① 互いの考えや思いを知り、その相違点やよさを認め合い、高め合う集団づくりを進める。
- ② 縦割り活動やみんなで遊ぶ日の活動などを通して、仲良く助け合う仲間づくりを進める。

〈保護者〉

- ① 「子は親の鏡」の視点で、自分を見つめ、人権意識を高める。
- ② 「人の子も我が子」の視点で、子供たちを見守り、励ます。

【いじめの早期発見（課題予防的生徒指導）】

〈教師〉

- ① 「いじめはどの学校・学級にも起こる」という認識の下、日常的な観察や各種調査、教育相談、家庭訪問等を活用し、全職員で児童を見守り、小さな変化も見逃さないようにする。
- ② 「いじめは絶対に許さない、いじめられている子は必ず守る、いじめは必ず解決させる」という立場に立って、何でも相談できる学級づくりに努める。

〈児童〉

- ① いじめられていると思ったら、いじめに気付いたりしたときは、教師や親にすぐに知らせたり、相談したりする。

〈保護者〉

- ① 親子の対話やふれあいを大切に、子供の様子を丁寧に見守り、気になることはすぐに学校に知らせる。

【いじめに対する措置（困難課題対応的生徒指導）】

〈教師〉

- ① 担任が抱え込むことなく、全身体制で対処する。
- ② いじめを認知した場合は、十分に情報収集や事実確認を行い、被害者の心情に寄り添いながら、適切に対応する。また、加害者に対しては、毅然とした対応を行うとともに、要因や背景を丁寧に探りながら、心に届く指導を心がける。
- ③ 解決した事案も再発を予想し、長期的に見守る。

〈児童〉

- ① 「しない、見逃さない、許さない」という態度で、いじめられている友達を守り、いじめている友達を注意する。

〈保護者〉

- ① 積極的に学校と情報交換をし、対応策や解決策を話し合う。
必要に応じて、臨時学級（学校）PTAをもつ。

【生徒指導体制】

- ・生徒指導委員会（必要に応じて開催）、学担会等で児童の現状や指導状況について情報交換する。

- ・関係者会（当該学級担任、生徒指導主任、養護教諭等）を行い、緊急な案件等に対応する。（必要に応じて）

- ・児童相談所、民生委員、警察、保健福祉課、医療機関等の外部関係機関とのケース会議等を実施する。

（必要に応じて）

【相談体制】

- ・相談窓口の設置
- ・教育相談員、SSW との定期的な相談会の実施
〈保護者対象〉

- ・家庭訪問（4月）

- ・教育相談（7月）

- ※希望者（2月）

〈児童対称〉

- ・日常

- ・教育相談（5月）

【職員研修】

- ・事例研修会や演習等を行い、いじめ問題に関する認識を深め、カウンセリングの技能を向上させる。（「いじめ対策必修」、学校ネットパトロール事業の検索結果等の活用）

- ・いじめ問題に関する資料提供を随時行う。

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	児童の実態把握に努め、児童間、児童と担任の信頼関係を構成する。	・年間及び1学期の活動計画の検討	・学校楽しい一との実施	・いじめ問題を考える週間（道徳・学活）	・1年生を迎える会	・各教科における指導計画の確認	・家庭訪問	・生徒指導引継 ・学校基本方針の確認 ・特別支援全体会
5		・実態に基づいた対応策の検討	・学校楽しい一との分析				・教育相談（全児童）	
6			・学校生活アンケートの実施		・児童総会			
7	児童の変化を見落とさないように心がけるとともに、情報の共有化を図り、全職員で迅速な対応ができるようにする。					・携帯、ネット利用実態調査 分析・対策検討 ・情報モラル教育の授業（外部講師招聘）	・教育相談（全保護者）	
8		・取組の検証 ・2学期の活動計画						・特別支援全体会 ・生徒指導事例研修
9		・実態に基づいた対応策の検討	・学校生活アンケートの実施	・いじめ問題を考える週間「心の教育の日」（道徳科授業参観）				
10	諸行事を通して、よさを発揮し、互いに成長を認め合うようにする。		・いじめ問題を考える週間の取組報告（県）					・特別支援全体会
11			・学校楽しい一との実施	・人権標語作成				・人権同和教育研修
12		・取組の検証	・学校楽しい一との分析					
1	児童の様子について継続して見守るとともに、対応等の成果と課題をまとめ、引き継ぐ。		・学校楽しい一との実施	いじめ問題を考える週間				・特別支援全体会
2			・学校楽しい一との分析				・教育相談（希望者）	
3		・取組の検証 ・次年度活動計画案作成			・6年生を送る会			・特別支援全体会

【いじめ発生時の対応について】

- A いじめに関する情報入手 → 管理職・関係職員へ報告 → 全職員へ報告 → いじめ確認（情報収集、児童観察の依頼）
- B 本人からの訴え → 本人からの聞き取り → 管理職・関係職員へ報告 → 全職員へ報告（いつ、どこで、だれが、どうしたを明確に）
- C いじめ現場確認 → その場で毅然と指導 → 管理職・関係職員へ報告 → 全職員へ報告

Aにおいては、情報収集、児童観察の期間を設ける。

B・Cについては、対策委員会開催までの時間をできる限り早く、迅速に対応する

いじめ対策委員会

～具体的な対応策等の検討～

- ・情報の共有
- ・被害児童へのケア
- ・加害児童への対応、指導
- ・関係機関への連絡
- ・保護者への連絡
- ・全校児童への啓発

- ↓
- 内容を全職員へ報告・共通理解
 - 指導及び全職員による自動観察の継続
 - 一定期間ごとに状況報告

司会：生徒指導主任
記録：教育相談係